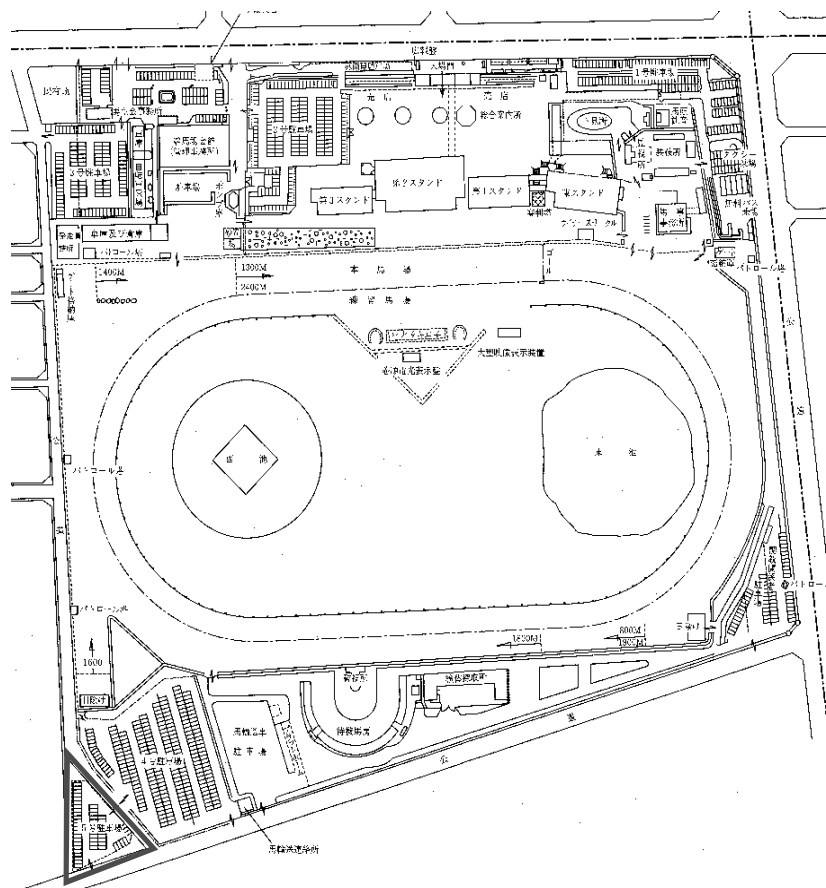
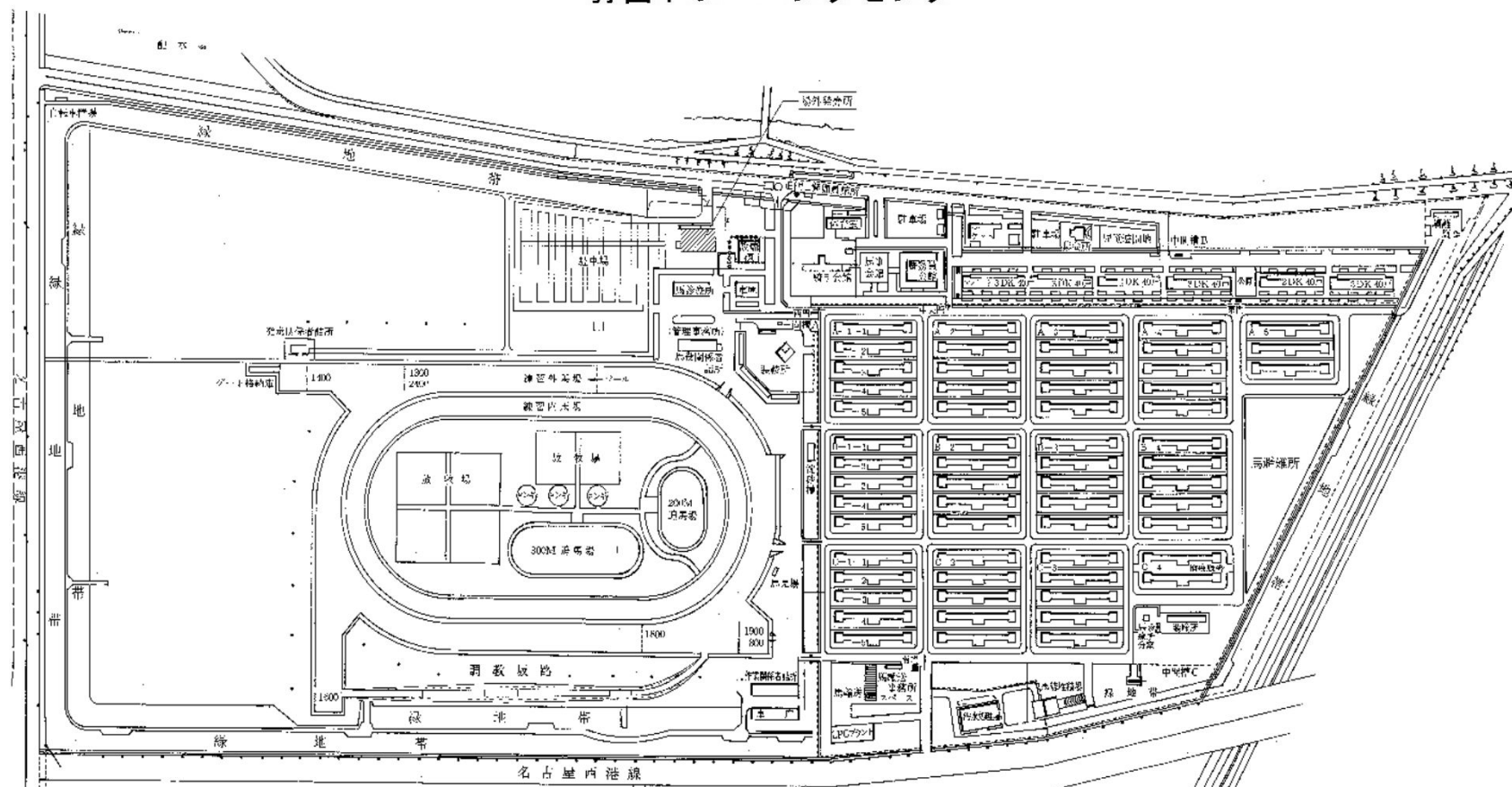


愛知県競馬組合の資産（土地）の評価（試算）

名古屋競馬場



弥富トレーニングセンター



●競馬場敷地（第二種住居地域）
敷地面積（四路線に面する宅地） 204,515 m²
1 m²当たり 95,032 円
〈内訳〉
ア 基本1 m²当たり（東海通接面）
（正面路線価）×（奥行価格補正率）
106,000円×0.8=84,800円
イ 側方路線加算額 1 m²当たり（太平洋通接面）
100,000円×0.8×0.08=6,400円
ウ 側方路線加算額 1 m²当たり（西面）
95,000円×0.8×0.03=2,280円
エ 二方路線加算額 1 m²当たり（南面）
97,000円×0.8×0.02=1,552円
小計 19,435,469,480 円

●南西の駐車場（第一種住居地域）
敷地面積（二路線に面する三角地） 2,013 m²
1 m²当たり 80,962 円
〈内訳〉
ア 基本1 m²当たり（南面）
（正面路線価）×（奥行価格補正率）×（不整形地補正率）
96,000円×0.94×0.87=78,508円
イ 側方路線加算額 1 m²当たり（東面）
95,000円×0.99×0.03×0.87=2,454円
小計 162,976,506 円

※H. 24. 1. 1現在の土地価格（相続税法の規定により定められた相続税課税標準価格）により算出

●弥富トレーニングセンター敷地（市街化調整区域）
敷地面積 765,022 m²
1 m²当たり 25,500 円
（固定資産税評価額）×（評価倍率）
25,500円×1.0=25,500円
（25,500円…近傍類似宅地m²単価 H23） 小計 19,508,061,000 円

※H23年度の固定資産税評価額（弥富市）により算出

合計 971,550 m²
39,106,506,986 円

（参考）取得価格

	取得価格	取得時期
●競馬場敷地	15,609,000 円	昭和25年
●南西の駐車場（5号駐車場）		
●弥富トレーニングセンター敷地	4,146,398,775 円	昭和47年

財産処分に関する規定

愛知県競馬組合規約 (昭和 24 年 4 月告示第 275 号)

(沿革) 昭和 40 年 5 月告示第 267 号改正
昭和 61 年 3 月告示第 311 号改正
平成 17 年 5 月告示第 409 号改正
平成 19 年 3 月告示第 257 号改正

第四章 利益金の配分及び組合の経費

(利益金の配分)

第十条 組合の利益金の配分の割合は、次のとおりとする。

- 一 愛知県 二十八分の十七
- 二 名古屋市 二十八分の七
- 三 豊明市 二十八分の四

(経費の支弁の方法)

第十一条 組合の経費は、地方競馬の実施により生ずる収入及びその他の収入をもって支弁し、不足するときは、その不足額を前条に規定する割合により関係団体に分賦する。

附 則

この規約は、公布の日から、これを施行する。

この規約により、初めて行う組合会議員の選挙については、第 5 条第 2 項の組合管理者とあるは、知事と読み替えるものとする。

組合が所有する不動産のうち、昭和 61 年 3 月 31 日において名古屋競馬場管理組合が所有していた不動産の処分に係る収入金（組合の再建に必要な経費の財源に充てるため平成 17 年度から平成 19 年度までの間において行う当該不動産の処分に係る収入金を除く。）については、第四章の規定にかかわらず、愛知県及び名古屋市に配分するものとする。

愛知県競馬組合の運営に関する覚書 (昭和 61 年 3 月 31 日)

愛知県、名古屋市及び豊明市（以下「関係団体」という。）並びに名古屋競馬場管理組合は、愛知県競馬組合（以下「競馬組合」という。）の運営に係る基本的な事項について次の条項により覚書を締結する。

(経費の支弁の方法)

第五条 愛知県競馬組合規約（以下「規約」という。）第 11 条中「不足するときは」以下の部分は、競馬組合の解散時のみ適用するものとする。

(不動産の処分)

第六条 競馬組合は、規約附則第 3 項の規定に基づく不動産の処分（同項括弧書の処分及び交換を含む。）をしようとするときは、あらかじめ愛知県及び名古屋市に協議するものとする。

規約改正の経緯 (平成 17 年 3 月 28 日総務大臣許可)

「再建のためにできる限りの振興策に努力し、平成 17 年度から平成 19 年度までの間の経営状況をもって、存廃を決断する」という基本方針のもと、競馬組合は経営再建に取り組むこととなった。

組合再建のため、組合が所有する不動産（土地）の売却収入を、振興策の財源に充てる必要があったが、当時の組合規約では、不動産を処分した場合は、愛知県及び名古屋市に配分されることとなっていた。

このため、組合が所有する不動産の売却収入を、直接、組合経費に充当できるよう規約の一部を改正した。

具体的には、組合の再建に必要な経費の財源に充てるため平成 17 年度から平成 19 年度までの間において行う当該不動産の処分に係る収入金については、愛知県及び名古屋市に配分する対象から除外するという規約改正を行った。

平成 17 年度から平成 19 年度までの間において行った不動産の処分

不動産	A号駐車場 (12,492.56 m ²)
売却先	国 (愛知県土地開発公社 → 国 → 入国管理局用地)
売却日	平成 18 年 3 月 31 日
売却額	14 億 9,217 万円 (119,400 円/m ²)

売却益の使途

ファンサービス・広報	200 百万円
施設整備	150
三連勝式馬券導入のためのシステム整備	468
人件費合理化のための従事員の離職慰労金	226
財政調整基金積立金	100
経営再建事業推進基金積立金	317
土地勘定評価事務費	31
合 計	1492

コンセッション方式について

※ コンセッション方式とは、施設の所有権を移転せずに、民間事業者に施設の事業運営等に関する権利を長期間にわたって付与する方式のこと。

平成 23 年 6 月、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI 法)の改正により「公共施設等運営権」という権利が新たに創設され、コンセッション方式を実施するための法制度が初めて整備された。

コンセッション方式の事例及び競馬事業におけるコンセッション方式の活用手法を調査した結果は下記のとおり。

① コンセッション方式の事例

- ・ 国内導入事例なし。
- ・ 兵庫県加西市（水道事業）等、検討中の自治体はある。
- ・ 平成 24 年 4 月 1 日に設立された新関西国際空港㈱は、早期のコンセッション実現を目指している。

② 競馬事業におけるコンセッション方式の活用手法

- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針（平成 24 年 3 月 27 日閣議決定）において、コンセッション方式に適している事業を、国は「利用料金を徴収する事業」としている。
 - ※ 「利用料金を徴収する事業」：水道事業、賃貸住宅、都市公園 等
- ・ 公営競馬がコンセッション方式に適しているかどうかについて、内閣府（PFI 推進室）に照会したところ、「公営競馬はコンセッションには適さない」との回答があった。

（理由）競馬法施行令で『競馬を実施する者』を特定しており、「私人」には委託できないこととなっている。